

中央環境審議会大気・騒音振動部会自動車排出ガス専門委員会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について（第十二次報告）（案）」に対するパブリックコメントの実施結果について

1. 実施方法

- (1) 意見募集期間：平成 26 年 12 月 26 日(金)から平成 27 年 1 月 25 日(日)まで
- (2) 告知方法：環境省ホームページ、電子政府ホームページ及び記者発表
- (3) 意見提出方法：郵送、FAX または電子メール

2. 意見提出数

| | | | | |
|-----|-------|--------|--------|-----|
| 3 通 | 3 (件) | [内訳] | 業界団体 | 0 通 |
| | | | 企業 | 0 通 |
| | | | 個人、その他 | 3 通 |

3. 寄せられた御意見及び御意見に対する考え方

| No. | 報告(案)の該当箇所 | 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|-----|----------------|--|---|
| 1 | 2.3.4 (P25) | ディーゼル乗用車の許容限度はもっと厳しく設定できるのではないか。 | 今回取り纏めた内容は、国際調和の観点から、国連において策定された乗用車等の排出ガス試験法を日本に早期に導入することを主眼に置いており、許容限度については現行規制と同等レベルになるように設定しています。排出ガス規制の強化等新たな許容限度の設定については、本専門委員会報告案に記載しているとおり、次期排出ガス規制の効果等を踏まえ、今後、必要に応じ、検討することとしています。 |
| 2 | 4.1.9 (P25) | メタンは、非メタン炭化水素に比べて寿命が長いことから、現在我が国では、一般に光化学オキシダントの原因物質とは認識されていないように思われる。 | 現在大気汚染防止法においては、光化学オキシダントの原因物質として、揮発性有機化合物（VOC）が規制対象とされておりますが、メタンについては、有害性が低く、他の物質との反応が少ない安定した物質であることから、VOC 規制の対象物質とされておられません。 そのため、自動車排出ガス規制や VOC 規制においては、メタン以外の炭化水素（非メタン炭化水素）を規制対象物質としております。 また、欧米をはじめ諸外国における炭化水素の規制においても、日本と同様な考えから非メタン炭化水素について許容限度を設ける規制方法が主流となっております。 以上のことから、自動車排出ガスの規制物質とする必要はないと考えます。 |
| 3 | 4.2.1(1) (P26) | 総合的な自動車排出ガス対策の推進のうち、特に「交通流の円滑化、適切な交通量の抑制、道路構造や都市構造の改善等の排出ガスを抑制するために効果的な施策」に期待している。 | 本専門委員会報告案に記載しているとおり、今後とも自動車排出ガス対策等関連の諸施策を推進することが重要と考えています。 |